

中国商務部等による航空宇宙関連製品の製造設備・ソフトウェア等の輸出規制について

2024.6.3

CISTEC 事務局

中国商務部、税関総署及び中央軍事委員会装備発展部は、5月30日、輸出管理法、対外貿易法、海南法に基づき、航空機、宇宙関連製品の製造設備及びソフトウェアを輸出許可の対象とする旨発表した（※）。7月1日より実施予定。

※：商務部・海関総署・中央軍事委員会装備発展部公告 2024 年第 21 号関連品目関連品目の輸出管理実施に関する公告¹：**別添**

■規制措置の内容

○規制対象

- ・今回の措置は、輸出管理法等に基づき、航空宇宙関連製品等の製造設備及びソフトウェア、製造技術等について、その輸出に当たって商務部等の輸出許可の対象とするもの。
- ・具体的には、以下①～③の製品の製造設備（金型、治具等）、その製造ソフトウェア、製造技術等と、④の製品及びその製造技術等が対象となる（以下、公告を参照）。
 - ① 航空宇宙構造部品、エンジン
 - ② ガスタービンエンジン、その部品等
 - ③ 宇宙服バイザー
 - ④ 超高分子量ポリエチレン（UHMWPE）繊維関連製品
- ・ガスタービンは軍艦や戦車などの大型車両に使用することができ、超高分子量ポリエチレン繊維は、防弾ヘルメット、防護服、防弾インサート、防弾プレートなどの防護装備に使用できる（SCMP24.5.30）。

商務部・海関総署・中央軍事委員会装備発展部公告 2024 年第 21 号関連品目関連品目の輸出管理実施に関する公告（対象品目部分の抜粋）【CISTEC 仮訳】

（一）航空宇宙構造部品とエンジン製造にかかわる装備とソフトウェア・技術。

1. 以下のいずれかの品目を製造するために、チタン、アルミニウムおよびその合金の超塑性成形・拡散接合用に特別に設計した工具、金型、治具等のプロセス装備（参考海関商品番号（HS コード）：8203200010、8204110010、8204120010、8205400010、8205900010、8206000010、8480419010、7326901910）：

¹ 「商务部 海关总署 中央军委装备发展部公告 2024 年第 21 号 关于对有关物项实施出口管制的公告」（中華人民共和國商務部サイト 2024 年 5 月 30 日）

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202405/20240503513396.shtml>

- (1) 航空機構造部品または宇宙機構造部品；
- (2) 航空エンジンまたは宇宙エンジン；
- (3) 航空機構造部品または宇宙機構造部品用に特別に設計した部品；
- (4) 航空エンジンまたは宇宙エンジン用に特別に設計した部品。

2. 上記 1 に掲げる品目の研究開発・生産または使用に用いるため特別に設計または改良したソフトウェア。

3. 上記 1 に掲げる品目の研究開発・生産または使用に用いるための技術やその媒体。設計図、プロセス仕様、プロセスパラメータ、加工工程、シミュレーションデータ等を含む。

(二) ガスタービンエンジン/ガスタービン製造にかかわる装備とソフトウェア、技術。

1. ガスタービンエンジン/ガスタービンプレード、ガイド等のタービン構成部品に必要な高温合金の方向性結晶または単結晶鋳造設備（参考海関商品番号（HS コード）：8454301010、845430901）

2. ガスタービンエンジン/ガスタービンプレード、ガイド、ケーシング等のタービン構成部品の製造用に特別に設計した精密鋳造中間製品（セラミックコア、ワックスパターンモジュール、シェルモールドを含む）、および上記中間製品製造用の工具、金型、治具等のプロセス装備（参考海関商品番号（HS コード）：6903100010、6903200010、6903900010、6909110010、6909120010、6909190010、8480490010、8205900020、8428909030、8480600010、7326901920、7616991020、9031809081）。

3. ガスタービンエンジン/ガスタービン用に特別に設計した高温合金、チタン合金または金属間化合物などの材料のディスクの固相接合に必要な工具、金型、治具等のプロセス装備（参考海関商品番号：8205900030、6804219010、6804229010、8207201010、8207209010、8207300030、8480419020、8466200010、7326901930、9031809082）

4. 上記 1・2・3 に掲げる品目の研究開発・生産・使用に用いるために特別に設計または改良したソフトウェア。

5. 上記 1・2・3 に掲げる品目の研究開発・生産・使用に用いるための技術やその媒体。設計図、プロセス仕様、プロセスパラメータ、加工工程、シミュレーションデータ等を含む。

(三) 宇宙服バイザーにかかわる装備とソフトウェア・技術

1. 宇宙服バイザーの製造に用いるために特別に設計した金型（参考海関商品番号：8480719020）。

2. 上記 1 に掲げる品目の研究開発・生産または使用に用いるために専門に設計または改良したソフトウェア。

3. 上記 1 に掲げる品目の研究開発・生産または使用に用いるための技術およびその媒体。設計図、プロセス仕様、プロセスパラメータ、加工工程、シミュレーションデータ等を含む。

(四) 超高分子量ポリエチレン（UHMWPE）繊維にかかわる品目

1. 破断強度 $\geq 40\text{cN/dtex}$ 、初期弾性率 $\geq 1600\text{cN/dtex}$ 、かつ未加撚の超高分子量ポリエ

チレン (UHMWPE) 繊維 (参考海関商品番号 : 5402491010、5501900010、5503909010)。

2. 超高分子量ポリエチレン (UHMWPE) 繊維で作られた軟質不織布のラミネート (加圧しない) で、面密度 $\leq 5.3\text{kg/m}^2$ の状況下で、1.1g 標準模擬破片 (17 グレイン模擬破片 FSP²) $V50 \geq 700\text{m/s}$ (GJB4300A-2012³付録 B 《弾道限界 V50 試験方法》による試験) を防げるもの (参考海関商品番号 : 5806409010)。

3. 上記 1・2 に掲げる品目を生産するための技術および媒体。設計図、プロセス仕様、プロセスパラメータ、加工工程、シミュレーションデータ等を含む。

■規制の背景等

- ・中国は今回の措置について、中国商務部は会見において「特定の金型、特殊繊維材料等に関わる品目に輸出管理を実施することは国際的な一般的慣行」「国家安全を守り、拡散防止等の国際義務を履行することを目的としたもの」としている。
- ・中国社会科学院の上級研究員で米国研究を専門とする呂祥氏は、「この輸出管理令は中央軍事委員会の参加を得て策定・発布されたものであるため、関連する管理措置は軍物品目又はデュアルユース品目に対するものであることを意味する」と述べた (SCMP24.5.30)。

■商務部報道官による記者会見

商務部報道官が関連品目輸出管理政策について記者の質問に答える⁴

質問 : 5月30日、商務部・海関総署・中央軍事委員会装備発展部が共同で関連品目の輸出管理実施にかんする公告を発表しました。お伺いします、中国は今回の輸出管理政策実施で考慮したことは何ですか？

回答 : 5月30日、務部・海関総署・中央軍事委員会装備発展部は共同で公告を発表し、航空宇宙・船舶分野の特定の金型等の一部の装備やソフトウェア・技術、超高分子量ポリエチレン (UHMWPE) 繊維にかかわる品目に輸出管理を実施することを決定した。この政策は7月1日より正式に施行される。

特定の金型、特殊繊維材料等にかかわる品目に輸出管理を実施することは国際的な一般的慣行である。中国は国際的慣行を参考にし、また自国の必要に基づいて、関連品目に対して輸出管理を実施したものであり、それは国家安全を守り、拡散防止等の国際義務を履行する

² (訳者注) FSP : Fragment Simulating Projectile とみられる。

³ (訳者注) GJB は中国国家軍用規格の略称。GJB 4300A-2012 《軍用防弾衣の全然技術性能要求 Requirements of safety technical performance for military body armor》。

⁴ 「商务部新闻发言人就有关物项出口管制政策应询答记者问」(中華人民共和国商務部サイト 2024年5月30日)

<http://www.mofcom.gov.cn/article/xwfb/xwfyth/202405/20240503513618.shtml>

ことを目的としたものである。関連政策は特定の国や地域を対象としたものではない。輸出が関連規定を満たしていれば、許可される。中国政府は確固として世界平和と周辺地域の安定を守り、世界の産業チェーン・サプライチェーンの安全を保障し、法令を遵守した貿易の発展を促進している。同時に、あらゆる国や地域であっても中国の規制品目を使用して、中国の国家主権、安全、発展の利益を損なう活動に従事することに反対する。

■本措置の影響等について

○航空宇宙関連部品等の需給状況等について

- ・中国の税関データによると、米国、ベトナム、シンガポールは、今年最初の4ヶ月間、同リストに指定された中国航空宇宙製品の輸入国トップ3であった（SCMP24.5.30）。米国、インド、ベトナムは同期間、ガスタービンに関連する品目の輸入国トップ3（SCMP24.5.30）。
- ・（関連品目の）1月から4月までの主な輸出先は、ブラジル、ベトナム、アメリカ、イスラエルであった（SCMP24.5.30）。
- ・コールドチェンバーダイカスティング機（HSコード84543010）は、今年4ヶ月間、韓国が169万4268ドル（約2兆6600億円）を輸入し、ロシアに次いで2位を占めた（中央日報24.5.31）。
- ・宇宙服の目を覆うバイザーを作るための金型にも規制がかけられており、メキシコ、アメリカ、ベトナムなどの国々が影響を受けそうである（SCMP24.5.30）。

以上

■発表全文（仮訳：CISTEC）

商務部・海関総署・中央軍事委員会装備発展部公告 2024 年第 21 号

関連品目関連品目の輸出管理実施に関する公告⁵

【発布団体】 安全管理局

【発布文書番号】 商務部・海関総署・中央軍事委員会装備発展部公告 2024 年第 21 号

【発布期日】 2024 年 5 月 30 日

《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国對外貿易法》《中華人民共和国海関法》の関連規定に基づき、国家の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行するため、國務院・中央軍事委員会の承認を得て、以下の品目に対して輸出管理を実施することを決定した・関連事項について以下の通り公告する：

一、以下の特性を満たす品目は、許可なく輸出してはならない：

（一）航空宇宙構造部品とエンジン製造にかかわる装備とソフトウェア・技術。

1. 以下のいずれかの品目を製造するために、チタン、アルミニウムおよびその合金の超塑性成形・拡散接合用に特別に設計した工具、金型、治具等のプロセス装備（参考海関商品番号（HS コード）：8203200010、8204110010、8204120010、8205400010、8205900010、8206000010、8480419010、7326901910）：

（1）航空機構造部品または宇宙機構造部品；

（2）航空エンジンまたは宇宙エンジン；

（3）航空機構造部品または宇宙機構造部品用に特別に設計した部品；

（4）航空エンジンまたは宇宙エンジン用に特別に設計した部品。

2. 上記 1 に掲げる品目の研究開発・生産または使用に用いるため特別に設計または改良したソフトウェア。

3. 上記 1 に掲げる品目の研究開発・生産または使用に用いるための技術やその媒体。設計図、プロセス仕様、プロセスパラメータ、加工工程、シミュレーションデータ等を含む。

技術説明：

超塑性成形とは、超塑性金属材料が特定の温度とひずみ速度の条件下で示す超高伸張および破断しにくいという超塑性を利用して、金型キャビティ内で超塑性金属板材を

⁵ 「商務部 海関総署 中央军委装备发展部公告 2024 年第 21 号 关于对有关物项实施出口管制的公告」（中華人民共和国商務部サイト 2024 年 5 月 30 日）

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202405/20240503513396.shtml>

被成形素材として成形加工を実現し、必要とする様々な形状の部品を取得する成形プロセスを指す。

拡散接合とは、拡散接合とは、互いに接触している2つの材料表面が、温度と圧力の作用下で互いに接近し、局所的に塑性変形を引き起こし、原子間の相互拡散を引き起こし、界面接触点に拡散層を形成し、これによって信頼できる接合を実現する成形プロセスを指す。

(二) ガスタービンエンジン/ガスタービン製造にかかわる装備とソフトウェア、技術。

1. ガスタービンエンジン/ガスタービンプレード、ガイド等のタービン構成部品に必要な高温合金の方向性結晶または単結晶鋳造設備（参考海関商品番号（HSコード）：8454301010、845430901）

2. ガスタービンエンジン/ガスタービンプレード、ガイド、ケーシング等のタービン構成部品の製造用に特別に設計した精密鋳造中間製品（セラミックコア、ワックスパターンモジュール、シェルモールドを含む）、および上記中間製品製造用の工具、金型、治具等のプロセス装備（参考海関商品番号（HSコード）：6903100010、6903200010、6903900010、6909110010、6909120010、6909190010、8480490010、8205900020、8428909030、8480600010、7326901920、7616991020、9031809081）。

3. ガスタービンエンジン/ガスタービン用に特別に設計した高温合金、チタン合金または金属間化合物などの材料のディスクの固相接合に必要な工具、金型、治具等のプロセス装備（参考海関商品番号：8205900030、6804219010、6804229010、8207201010、8207209010、8207300030、8480419020、8466200010、7326901930、9031809082）

4. 上記1・2・3に掲げる品目の研究開発・生産・使用に用いるために特別に設計または改良したソフトウェア。

5. 上記1・2・3に掲げる品目の研究開発・生産・使用に用いるための技術やその媒体。設計図、プロセス仕様、プロセスパラメータ、加工工程、シミュレーションデータ等を含む。

技術説明：

高温合金とは、難融金属を含有するニッケル基合金、コバルト基合金または鉄基合金で、摂氏600度（℃）以上の酸化・高温腐食条件下で複雑な応力に耐え、なおも良好な総合性能を持ち、長期間確実に機能する金属材料を指し、“超合金”とも呼ばれる。

(三) 宇宙服バイザーにかくある装備とソフトウェア・技術

1. 宇宙服バイザーの製造に用いるために特別に設計した金型（参考海関商品番号：

8480719020)。

2. 上記 1 に掲げる品目の研究開発・生産または使用に用いるために専門に設計または改良したソフトウェア。

3. 上記 1 に掲げる品目の研究開発・生産または使用に用いるための技術およびその媒体。設計図、プロセス仕様、プロセスパラメータ、加工工程、シミュレーションデータ等を含む。

(四) 超高分子量ポリエチレン (UHMWPE) 繊維にかかわる品目

1. 破断強度 $\geq 40\text{cN/dtex}$ 、初期弾性率 $\geq 1600\text{cN/dtex}$ 、かつ未加燃の超高分子量ポリエチレン (UHMWPE) 繊維 (参考海関商品番号：5402491010、5501900010、5503909010)。

2. 超高分子量ポリエチレン (UHMWPE) 繊維で作られた軟質不織布のラミネート (加圧しない) で、面密度 $\leq 5.3\text{kg/m}^2$ の状況下で、1.1g 標準模擬破片 (17 グレイン模擬破片 FSP⁶) $V50 \geq 700\text{m/s}$ (GJB4300A-2012⁷ 付録 B 《弾道限界 V50 試験方法》による試験) を防げるもの (参考海関商品番号：5806409010)。

3. 上記 1・2 に掲げる品目を生産するための技術および媒体。設計図、プロセス仕様、プロセスパラメータ、加工工程、シミュレーションデータ等を含む。

二、輸出者は関連規定に従って輸出許可手続きを行い、省級の商務主管部門を通じて商務部に申請書を提出し、デュアルユース品目・技術輸出申請表を記入しかつ以下の文書を提出しなければならない。

- (一) 輸出契約・協議にかかわる原本、あるいは原本の写し、スキャンしたもの；
- (二) 輸出品目の技術説明あるいは試験報告；
- (三) エンドユーザーと最終用途証明書；
- (四) 輸入業者とエンドユーザーの状況説明；
- (五) 申請者の法定代表人、主要経営陣および担当者の身分証明；

三、商務部は輸出申請文書を受領した日より審査を行う、あるいは関連部門と共同で審査を行い、法定の期限内に許可あるは不許可の決定を下さなければならない。

国家安全に重大な影響を及ぼす本公告に記載された品目の輸出に対して、商務部は関連部門と共同で国务院に報告し許可を求める。

⁶ (訳者注) FSP : Fragment Simulating Projectile とみられる。

⁷ (訳者注) GJB は中国国家軍用規格の略称。GJB 4300A-2012 《軍用防弾衣の全然技術性能要求 Requirements of safety technical performance for military body armor》。

四、審査で許可されたならば、商務部はデュアルユース品目・技術輸出許可証を交付する（以下、輸出許可証を略）。

五、輸出許可証の申請・受領と発行の手順、特殊な状況の処理、文書・資料の保存期限等は、商務部・海関総署令 2005 年第 29 号（《デュアルユース品目・技術輸出許可証管理弁法》）の関連規定に従って実行する。

六、輸出者が海関から輸出許可証を発行してもらいたい、《中華人民共和国海関法》の規定に従って税関手続きを行い、かつ海関の管理を受けなければならない⁸。海関は商務部の発行した輸出許可証に基づいて通関手続きを行う。

七、輸出者が許可を得ずに輸出した、許可範囲を超えて輸出した、あるいはその他の違法な事実があったならば、商務部あるいは海関等の部門は関連法律法規の規定に従って行政処罰を与える。犯罪を構成したならば、法に従って刑責任を追及する。

八、超高分子量ポリエチレン（UHMWPE）繊維で作られた防弾ヘルメット、防弾衣、挿入式防弾プレート、防弾プレート（防弾装甲板、複合防弾プレート）等の防護装備、および防護装備の製造に用いる超高分子量ポリエチレン（UHMWPE）繊維不織布ターゲットプレートの輸出は、《中華人民共和国軍用品輸出管理条例》の関連規定に従って実行する。

九、本公告は 2024 年 7 月 1 日より正式に実施する。

商務部 海関総署 中央軍事委員会装備發展部
2024 年 5 月 30 日

⁸（訳者注）「中華人民共和国デュアルユース品目・技術輸出許可証」には下部に「中華人民共和国商務部監製」とあり、欄外右側に「輸出事業者は通関手続きを行う 海関（税関）の税関注記欄は裏面にある」と記載されている。

<http://images.mofcom.gov.cn/www/201408/20140825163230760.pdf>